

回 答 書

1 都市計画について

① 保留区域の位置付けについて

【要望】

当該地域の整備・保全に関する調査・検討の進捗状況について教えていただき、今後の見通しを示していただくよう要望します。

【回答】

当該地区については、庁内の検討組織である鬼柳・桑原地区保全・整備プロジェクトチームを設置し、地域の声を十分お伺いしながら、産業用地の創出と自然環境が調和した保全や整備の在り方について調査・検討をしています。

地域の声を十分お伺いするため、令和7年2月に地権者意見交換会を開催し、同年4月にはアンケート調査を実施、7月には整備手法に関する勉強会の開催、8月にはアンケート結果や勉強会の内容を踏まえ、改めて地権者との意見交換会を開催しました。

また、これまでに他市町村における事例の調査・研究、有識者との意見交換を複数回実施しており、今後も地域の声を十分にお伺いしながら、調査・検討を進めてまいります。
(担当課：農政課、産業政策課、都市計画課、環境保護課)

② 小田原駅周辺（少年院跡地を含む西口周辺）について

【要望】

少年院跡地および西口周辺に関し、市民意見の聴取、検討の進捗状況について教えていただき、今後の見通しを示していただくよう要望します。

【回答】

(少年院跡地)

少年院跡地については、民間資本による整備スキームを基本に、より望ましい土地の活用方策を検討する必要があると考えていることから、試行的に意見交換を行ってまいりましたが、市のスタンスや意見の聞き出し方など、様々な課題も見えてきたところであり、今後は、検討するテーマやヒアリング対象の属性を絞るなど、意見交換の在り方を検討してまいります。

少年院跡地の活用に向けては、土地所有者である財務省との丁寧な協議が必要である

ほか、地域住民を含め、多くのステークホルダーとの調整を要することから、一定の期間を要するものと考えておりますが、本市のまちづくりに最大限生かせるよう、適正な土地利用に向けて、庁内横断的に議論してまいります。（担当課：政策調整課）

（西口周辺）

少年院跡地を含む小田原駅西口周辺については、広域中心拠点としての機能強化や魅力ある市街地形成、道路や公園等の基盤整備による防災性の向上などに取り組む必要があると認識しており、今後の面的な土地利用の動向を踏まえ、市民の意見を聴きながら、必要な対応を講じてまいります。（担当課：都市計画課）

【要望】

都市計画全般について、検討だけして何も進まないという事が無いよう要望します。

【回答】

市街地開発は、地区の課題やまちづくりの方向性などについて、関係権利者が主体的に話し合い、共通認識のもと、合意形成が図られた上で、事業化に向けた動きとなることから、市としては、まちづくりの検討組織等と連携し、市街地開発の手法や整備内容等に応じた都市計画を適時適切に検討していくものと考えております。

（担当課：都市計画課）

2 デジタル化・オンライン化について

【要望】

昨年度電子データの公開にあたって神奈川県教育委員会が検討しているとの回答をいただきました。その後の進捗状況についてお教えいただきたく要望します。

【回答】

神奈川県教育委員会が検討しておりました遺跡地図の電子データ公開を含む、周知の埋蔵文化財の所在・範囲の資料化と周知の徹底につきましては、令和7年4月1日に「神奈川県内における埋蔵文化財包蔵地の把握と周知に関する要綱」が施行されました。

これを受け、文化財課では、小田原市遺跡地図の電子データ公開に係るデータ作成や運用に伴う諸課題を整理し、準備が整い次第小田原市ホームページ上での公開を行ってまいります。（担当課：文化財課）

3 小田原市における移住・定住促進および空き家バンクの活用について

【要望】

空き家バンクの登録件数の増加が見込まれるため、登録物件のリフォーム支援、仲介手数料補助の拡充、また建物状況調査補助については所有者だけでなく購入者へも補助を拡充していただけるよう要望します。

【回答】

本市では、令和6年度より空き家の利活用を促進するため、仲介手数料補助及び建物状況調査費補助を実施しておりますが、制度を導入して間もないこともあり、実績が少ない状況となっております。そこで、住宅ストック活用小委員会に検討を依頼し、その意見を踏まえ、建物状況調査費補助については、所有者に加え、購入者（予定者）も対象とする補助要綱の改正を令和7年6月30日に行ったところであり、制度活用に向けて更なる周知に努めてまいります。また、仲介手数料についても、貴会との連携を強化し、実績を上げてまいりたいと考えております。

今後は、リフォーム支援など新たな支援についても検討してまいりますので、専門的な立場からご意見をいただきますようお願いいたします。

なお、新たな空き家バンク制度につきましては、令和7年11月頃から開始を予定しております。

(担当課：都市政策課)

4 「ゼロカーボン・再生エネルギー」活用に向けての整備費支援について

【要望】

国、都の無電柱化に対する施策についてはすでに担当部署で研究されているとは思いますが、引き続きご対応いただきたく要望します。

また、小田原市の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）は令和4年の環境省からの交付金で、令和8年度までの計画であるかと思いますが、今年度はすでに高効率換気空調、高効率照明機器においては現時点で申請受付がストップしており、「去年より早く締め切られて、申請したかったのに間に合わなかった」という市内のお客様の声も多く聞きます。

今年度内の補正予算による補助金の予算額の追加と令和9年度以降も補助金制度を継続していただけるよう、要望します。

【回答】

東京都における宅地開発の無電柱化は、国の補助に上乗せする独自の補助制度を設け、無電柱化の推進を強化していることは承知をしているところです。

都に制度運用に当たっての課題等について確認したところ、電線管理者との協議期間や地中化工事の期間が追加で必要となり、工事完成が通常の開発より長期化するため、事業者が制度の利用を希望しないことが多いことや財政負担が課題であるとのことでした。また、電線管理者等の協議においては、指定路線の整備が優先との考え方に変わりなく、宅地開発による地中化の取組みは難しい状況であるとのことでした。

国の制度活用には、事業者負担や技術的な課題、また財政負担など様々な課題がありますが、東京都など先進都市の取組みについて、引き続き、調査、研究をするとともに、電線管理者や道路管理者など、関係機関との協議をあわせて行ってまいります。

(担当課：開発審査課)

重点対策加速化事業費補助金については、国庫補助金を財源としているため国（環境省）と今年度分の増額について交渉しましたが、高効率空調や高効率照明の増額が認められなかったことから、これらの今年度中の募集再開はありません。

令和9年度以降については、国から特段のアナウンスもなく、その動向を注視しているところです。

(担当課：ゼロカーボン推進課)

5 小田原を代表する世界的著名人・富野由悠季氏との包括連携協定を活かした事業・まちづくりについて

【要望】

- ① 昨年に引き続き、富野氏の作品やメッセージを公開し発信する機会や場の創出を要望します。
- ② 富野氏との様々な連携事業について具体的な取り組みや今後の見通しについてお教え願います。
- ③ 富野氏の年齢を考慮し、今後の取り組みについてスピード感をもって取り組んでいただくことを要望します。

【回答】

富野由悠季氏におかれては、令和3年(2021年)7月に、「小田原ふるさと大使」にご就任していただいて以降、公民問わず、これまで様々な取組に協力して頂いており、富

野氏の出身校でも講演会が開催されるなど、富野氏の“モノの考え方”をその言葉を通じて若者へ届ける取組にご協力いただいております。

また、市内では、市民団体による富野監督の功績をたたえる署名活動が行われ、大変多くの署名が集まるなど、機運の高まりもあったことから、市では、未来を担う若者が活躍していけるようなまちづくりを目指し、富野監督と本市の「若者活躍・文化・観光に関する事業」とのさらなる連携を深めるため、令和6年(2024年)4月に包括連携協定を締結しました。

さらに、本市を訪れた方等に富野監督や作品を広く周知するため、小田原駅周辺の商店街にバナーフラッグを掲出したほか、富野監督と子供達が意見交換を行うタウン誌のイベント企画や、若者の優れた活動を発表する「おだわら MIRAI アワード」に令和5年度に引き続き、特別プレゼンターとしてご参加いただき、若者に対するエールを頂きました。

今後も、富野監督が有する豊富なコンテンツなどを生かし、包括連携協定の目的にある、若者の活躍や観光・文化の振興などを進めることで、地域活性化を図り、魅力的なまちづくりに寄与できるよう、取り組んでまいります。

なお、現在、民間が主導する形で、小田原において富野監督作品などの展覧会開催に向けた検討が開始されたことから、経済部などとの庁内調整をはじめ、富野監督のマネジメントを行っている株式会社バンダイナムコフィルムワークスとも調整しながら、連携・協力してまいります。

(担当課：政策調整課)

6 独居者の見守り及び孤独死対応について

【要望】

保険料助成についての進捗状況や、独居老人の見守りについて、上記の他に新たに行われる事業の計画がございましたらお教えいただきたく要望します。

【回答】

残存家財整理費用等を内包した保険料助成については、県内の導入事例を調査しておりますが、運用状況等の詳細や財源等を調査するなど、引き続き、検討を進めてまいります。

また、独居高齢者の見守りにつきましては、現時点で新たな事業の計画はございませんが、高齢者介護に係るデジタル技術の普及促進に留意し、適切な事業実施に努めてま

います。

(担当課：高齢介護課)

7 生活保護 住宅扶助費 値上げについて

【要望】

厳しい財政上のことかと存じます。不正・不適當な方への支給は、自立支援も含め厳格に対応をいただき、本来受給すべき要保護者の生活根拠の住宅の維持のためにも、住宅扶助費の増額見直しを要望します。

【回答】

生活保護制度は、日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が生活保護法で定めた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。この制度において、生活保護利用者は、衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用を支給する「生活扶助」や、家賃、地代などの費用を定められた限度額内で支給する「住宅扶助」等の扶助を利用することができます。

生活保護制度における住宅扶助等の支給額は、国が全国的な基準を定めております。ご指摘のとおり、物価高騰が生活保護利用者の生活にも影響を及ぼしていることもありますことから、「生活扶助費」、「住宅扶助費」の増額について、機会を捉えながら、県等を通じて国に伝えていきたいと考えております。

(担当課：生活援護課)